

私たち**衛生検査所**は

「しない」「させない」「許さない」

ルールを守って社会的責任を果たし、信頼に応えます

皆で守る 公正競争規約

当協議会では、衛生検査所業の正常な商慣習を確立するため、景品表示法に基づき、昭和59年に消費者庁・公正取引委員会の認定を受けて公正競争規約を定めています。

公正競争規約により、衛生検査所が医療機関等に対し衛生検査の取引を不当に誘引する手段として景品類を提供することは、厳しく禁止されています。

提供できない景品類

- 物品（真空採血管、医療器具、遠心分離機、贈答品など）他
- 金銭（費用の肩代わりを含む）、商品券などの有価証券
- きょう応（映画、演劇、旅行、その他催物等への招待・優待を含む）
- 便益、労務その他の役務（無料検査、業務の代行、レセプトの搬送など）
- オンラインシステム関連（電子媒体機器等の物品、プログラムソフト、システム構築等の便益・労務の提供など）



公正競争規約に関する
お問い合わせは

衛生検査所業公正取引協議会

TEL/FAX : **03-5805-0250**

URL : <http://www.kensa-koutorikyo.org/index.html>

